平成２２年（フ）第８２１０号
東京都葛飾区金町２丁目25―15
債務者　村上　　剛
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３３０号
東京都墨田区墨田１丁目13―８―105
債務者　松本　好弘
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３３１号
東京都台東区根岸５丁目18―11―1306
債務者　貝森　陽子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３４０号
東京都八王子市館町1097―４―10―301
債務者　山崎吏江子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３５３号
東京都東久留米市下里４丁目１―３―204
債務者　井手あんこと　イデ　カンニカ
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３６１号
東京都府中市武蔵台２丁目15―８
債務者　山本　浩二
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４５２号
東京都杉並区高井戸西１丁目28―２―701
債務者　吉田智恵子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９９号
横浜市港北区篠原東１丁目８番23号
債務者　河村　太三
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６号
岡山市南区若葉町24番24号　コーポわかば102
債務者　磯島　喜一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７号
岡山市南区若葉町24番24号　コーポわかば102
債務者　磯島　基子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０１号
岡山市北区富町２丁目15番21号
債務者　桐谷　　修
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３０号
東京都立川市上砂町５丁目75番地の４ドゥエル砂川303号
債務者　高橋　秀夫
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５８４号
東京都青梅市東青梅３丁目20番地の10東青梅コーポ201号室
債務者　大谷　明久
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６３３号
東京都福生市大字熊川806番地１ヴィラ・フォンテーヌ107号室
債務者　塩野　壽夫
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６９号
静岡市駿河区桃園町４番７号、旧住所静岡市駿河区下川原２丁目28番１―104号
債務者　都甲左知世
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部